

諏訪都市計画道路 3・4・20 号諏訪バイパス沖田大和線、下諏訪都市計画道路 3・4・6 高木東山田線環境影響評価準備書に対する
下諏訪町長意見

意見内容

(1) 所管事項に関する環境の保全の見地からの意見

『全体的事項』

下諏訪町は、美しい自然や歴史と文化、天恵の温泉など、人々に愛される数多くの宝を持つ町です。産業面では、時計やオルゴールに代表される精密産業から、現在では半導体に代表される電子産業が盛んな町でもあります。こうした地場産業を支えている製造業は自治体を越えた物流と、企業に勤務する従業員が圏域各所から通勤していることから、バイパスの全線開通に伴い利便性や速達性の向上が期待されます。

当町は、諏訪地域で唯一高速道路に接しておらず、製造品の出荷に要する時間の短縮化や災害発生時に安定した製品の輸送が可能になることで受注拡大が有利に働くことから、バイパス全線開通における効果は経済界等からも大きな期待が寄せられております。

更に、近年は過去に経験の無いような自然災害が発生しており、平成 18 年 7 月豪雨、平成 26 年 2 月豪雪、令和 3 年 8 月豪雨等の大規模災害が発生する度に多大な被害と交通が遮断される事態が発生していることから、災害に強い代替路の確保は急務であります。

また、古くからの町を形成してきた町道は狭隘であるにも関わらず、通勤時間帯を中心に国道 20 号を迂回する車両が入り込んでおり、通学の時間帯とも重なるため、未来を担う児童生徒の通学における事故発生を無くすことは急務であり、国道の代替路となるバイパスの早期全線開通が抜本的な解決策として期待されております。

この様に、諏訪バイパスの整備は当町のみならず諏訪地域一帯の利便性や速達性の向上、更には将来に向けた安心安全なまちづくりの観点からも期待が大きく、早期の整備が求められております。

一方で、当町は諏訪地域に住む者にとって大きなアイデンティティを形成する諏訪湖や、国の天然記念物である八島ヶ原高層湿原を始めとする自然豊かな地域であるとともに、全国に一万余の摂社末社を持つ諏訪信仰の総本社である

諏訪大社を中心に栄えてきた宿場町でもあります。江戸末期における温泉番付では東の小結に位置づけられる湯量豊富な温泉は、地域住民のみならず旅人にも愛されてきた温泉地でもあります。

災害面では、諏訪湖周辺は中央構造線と糸魚川－静岡構造線が交差していることから、発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害においては、防災対策推進地域に指定されている地域でもあります。

この度、公表されたルートにつきましては、全体の約 8 割がトンネル構造となっていることから、地下水や温泉等への影響に対して多くの方から心配の声をいただいているとともに、断層帯部分及び切土構造を通過する計画であるため、その影響については将来的な影響も含め十分な調査を行うとともに、情報提供や地域住民への説明と理解を得ながら推進していただくようお願いいたします。更に、国土地理院が新たに示した活断層図にもバイパスルートが重なっている点についても不安の声が寄せられております。

こうした不安等を払拭していただくため、事業の実施に向けては、これまで以上の視点で詳細な検証を行い、最新で最適な工法や対応策を検討するとともに、工法や補償関係で不安を感じている住民も多いことから、十分な情報提供と地域住民への説明を行いながら進めていただくようお願いいたします。

以下は、全体的な項目となります。

- ・地域住民等の不安や心配が払拭され、事業推進に理解が得られるよう、工事説明会等は可能な限り地元地域の要請に応える形で開催していただきたい。また、「事後調査」等の専門用語の使用を極力減らし、住民の理解と納得を得るように、平易な言葉での説明を行っていただきたい。
- ・環境保全措置の実施に当たっては、具体的な方法や実測データを明らかにする等、地域住民等に対して十分な情報提供と説明をすると共に、データ測定の際には地元関係者（地域住民）等の意見を参考にしていきたい。
- ・予測が環境基準を下回る場合であっても、可能な限り現状との変化を少なくするよう地域住民及び関係機関等と協議の上、影響の低減に努めていただきたい。
- ・「事業者の実行可能な範囲内でできる限り環境影響の回避又は低減を図る」とあるが、「できる限り」や「低減」の内容や程度が曖昧なため、具体的な対応について地域住民へ説明していただきたい。
- ・建設発生土等の運搬にあたり、生活道路を利用しないルート選定を原則とし、生活道路を使用する場合は、町及び地域住民とあらかじめ協議を行い、地域住民の生活に支障のない運搬計画により実施していただきたい。

『個別事項』

【大気質、騒音、振動、低周波音】

- ① 本事業地は、これまで大気質、騒音、振動、低周波音等による住民生活への影響が少なかった地域であるため、環境基準値以下であっても、近隣住民等と協議の上、事業実施による環境負荷をできる限り軽減する対策を実施していただきたい。
- ② 工事期間中の工事区域及び工事車両通行路において、環境保全措置を確実に実施し、大気質、騒音、振動等が環境基準値内となるような対策を行い、必要に応じて定期的な測定及び結果を公表していただきたい。
- ③ 自動車の走行に関する大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音、振動及び低周波音について、各項目共に「予測の手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は行わないものとします。」とされているが、地域住民への影響が大きい項目であることから、環境基準値以下の場合においても実際の影響については工事期間中のデータ観測値の公表と近隣住民や関係者等との協議の上、事後調査（完成後調査）を行い、影響がある場合は事業者の責任で対策を講じられたい。
- ④ 山沿いやトンネル坑口付近においては、工事による振動により落石や崩落など近隣住民等の生命財産に危険が及ぶことが必ず無いよう、十分な対策を講じられたい。

【水質、水象】

- ① トンネル掘削工事等による地下水、水脈、水源、湧水、伏流水、源泉、湯脈、井戸等への影響に対する地域住民等の懸念が大きいため、地下水等の流れの連動性をできる限り明確にするよう、更なる調査を行っていただくとともに、結果の公表と関係者等への説明はもとより、最新の技術や工法を採用し、周囲に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じていただきたい。
- ② 過去にはこの地域付近でトンネル工事による出水事故が発生しており、トンネル掘削等については、温泉や湧水等の地下資源に大きな影響が出るのでは

ないかと心配する声が多数寄せられている。今後、事業実施に際しては、更に入念かつ詳細の調査を実施するとともに、その影響については過去の事故を教訓に十分な対策と地域住民への説明を行っていただきたい。

- ③ 過去に発生した事故においては、使用した凝固剤により 2 次被害が発生した経過もあることから、凝固剤などの地盤改良剤についてはその必要性と使用する材料の十分な検証をした上での使用をお願いしたい。
- ④ 地下水、湧水、温泉源泉については、影響範囲としている 1 km 以内において、現在利用している全ての事業者について、詳細な水利用の実態調査と工事に伴う事後調査を実施するとともに、「観測修正法による適正な工法の採用」の環境保全措置の内容について具体的に明示いただきたい。
- ⑤ 事後調査（工事前、工事期間中及び完成後）の完成後調査の実施にあたっては関係者との協議をしていただきたい。
- ⑥ 工事期間中における水の濁りや流量の変化等による、諏訪湖の漁業への影響について十分な配慮を行っていただきたい。
- ⑦ 工事により河川の水質悪化が懸念されることから、環境基準値以下であっても環境や水質に影響の無いよう十分な対策をお願いしたい。

【地形及び地質、その他環境要素】

- ① 諏訪地域は、糸魚川－静岡構造線断層帯及び中央構造線が交差する地域に位置しており、今後南海トラフ地震等が高い確率で発生すると予測されているとともに、多くの活断層が存在することが確認されている。また、現状では確認されていない断層があることも危惧されることから、詳細にボーリング調査等を行うなど、活断層への影響について十分な調査を実施し、具体的な対応について明示いただきたい。
- ② 活断層及び付近へのトンネル工事に対しては、地域住民から安全性について多数の心配する声が寄せられていることから、具体的な対策などについて十分に説明を行った上で推進していただきたい。
- ③ 土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている地域があるため、当該地の影響について十分な調査を行い必要に応じて具体的な対応について明示いただきたい。
- ④ トンネル工事等により地盤沈下が発生しないよう、将来的な影響も含め十分な調査を行い具体的な対応について明示いただきたい。

【日照阻害】

- ① 住宅などへの影響が極力生じないよう、構造物の高さや位置など十分な検討を実施していただきたい。日陰等による補償については、基準だけで判断するのではなく、住民感情に配慮した柔軟な対応をしていただきたい。

【動植物及び生態系】

- ① トンネル掘削による植物等への影響について十分な調査を行っていただきたい。特に慈雲寺の「天桂松」や「春宮社叢」「秋宮社叢」等が天然記念物（町文化財）に指定されており、トンネル掘削による影響が懸念されるため、水脈等について将来的な影響も含め十分な対策を講じていただきたい。また、慈雲寺境内参道の杉並木、苔、桜、楓等の植物への影響がないような対策をお願いしたい。
- ② アオバズク、フクロウは、工事中的の影響により生息環境が保全されない可能性があるという予測がされており、環境保全措置は工事前及び工事期間中に行うと記載されている。供用後の影響については、生息環境が保全されると予測されているが、整備後の影響についても配慮いただきたい。
- ③ イトリゲモなど植物について「『重要な植物種の移植又は播種』の実施により重要な植物種への影響を回避・低減できる」と記載されているが、移植についても播種についても具体的な方策が示されていない。具体的な方策を示すと共に、事前に移植先・播種先での生育を行うなど生態系の確立に向けた調査を行っていただきたい。

【人と自然との触れ合い活動の場】

- ① 眺望景観に変化が生じる場合は、形式、デザイン、色彩の検討及び緑化等の保全措置を行うと準備書には記載されている。事業の実施にあたっては、具体的な内容について関係者と情報共有を図るとともに、景観の維持は確実に実施していただきたい。
- ② 法面保護による緑化については、地域住民及び関係者にも意見を聞いていただき地域に適した樹種等の選定を行うと共に、維持管理については道路管理

者により定期的に実施していただきたい。

- ③ 明かり部及びトンネル抗口については、関係者と協議した上で周辺景観との調和を図っていただきたい。
- ④ 建設工事は長期間かつ広範囲になると想定されるため、長期間制約され景観の悪化や自然との触れ合いの場が少なくなることで地域住民の生活に大きな影響が生じないよう配慮をお願いしたい。

【文化財】

- ① 工事実施に際して、周知の埋蔵文化財包蔵地については、事前に遺跡等を発見した場合は速やかに、その保存について担当部署と協議を実施していただきたい。
- ② 地域における歴史的、文化的な施設及び構造物等について、周辺を含めた環境の改変について極力低減していただきたい。

【廃棄物等】

- ① 建設発生土等廃棄物の処理については、処理の方法及び場所等を工事着手前に住民へ周知するとともに、法令等に基づく適正な処理を実施していただきたい。
- ② トンネル掘削等による建設発生土については、自然由来の重金属類の含有の有無等の調査を実施し、適正に処理していただきたい。